

令和5年度 第10回
日野市教育委員会定例会議事録要旨

令和6年（2024年）1月11日

日野市教育委員会

令和5年度第10回日野市教育委員会定例会

開催日時 令和6年(2024年)1月11日(木)
14時00分～14時35分

開催場所 506会議室

出席委員 教育長 堀川 拓郎 教育長職務代理者 高木 健夫
委員 真野 広 委員 正留 久巳
委員 岩下 優美子

議事録署名委員 教育長職務代理者 高木 健夫

事務局出席者 教育部長 村田 幹生 教育部参事 長崎 将幸
(兼教育指導課長)
教育部参事 田中 洋平 庶務課長 釜堀 亜矢子
(兼生涯学習課長)
学務課長 成澤 綾子 教育指導課主幹 坪田 充博
ふるさと文化財課長 金野 啓史

傍聴者 1名

書記 庶務課課長補佐 脇坂 立志
庶務課主事 金澤 仁

議事内容 別紙のとおり

この議事録は事実と相違ないことを認め、ここに署名します。

議事録署名

教 育 長

堀川 拓郎

議事録署名

委 員

高木 健夫

議事内容

議案

第25号 教育委員会職員の分限休職の専決処分について

請願審査

第5-10号 「違法な天下り斡旋で停職処分歴ある藤原章夫氏・藤江陽子氏を政府が文部科学事務次官等に出世させた事案」と「"君が代"不起立等教職員への都教委の不当処分&雇い止め」との不平等につき、意見書を出して頂きたい等の請願

報告事項

第25号 令和5年第4回日野市議会定例会の報告

第26号 要綱の制定及び改廃の報告（令和5年10月～令和5年12月）

第27号 日野市幼児教育・保育の在り方検討委員会からの報告

第28号 日野宿本陣上段の間の日野市有形文化財および東京都史跡の指定について

(議事の要旨)

開始 14時00分

[堀川教育長]

ただいまから、令和5年度第10回教育委員会定例会を開会いたします。

本日は傍聴を許可したいと思いますが、よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

[堀川教育長]

異議なしと認め、傍聴を許可します。

本日の議事録署名は、高木委員にお願いいたします。

[高木委員]

はい。

[堀川教育長]

本日の案件は、議案1件、請願審査1件、報告事項4件です。

会議の進め方ですが、請願第5-10号は、議事の最後に審査したいと思います。また、議案第25号は公開しない会議とし、請願審査の後に審議したいと思います。よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

[堀川教育長]

異議なしと認め、請願第5-10号の審査は、公開する議事の最後に行います。また、会議規則第10条により、議案第25号は公開しない会議とし、請願審査の後に審議します。

それでは、議事に入ります。

報告事項第25号 令和5年第4回日野市議会定例会の報告について、事務局より報告をお願いします。庶務課長。

○報告事項第25号 令和5年第4回日野市議会定例会の報告

[釜堀庶務課長]

庶務課長でございます。

議案書7ページを御覧ください。報告事項第25号、令和5年第4回日野市議会定例会の報告をさせていただきます。

次ページを御覧ください。一番上、1、会期は11月29日木曜日から12月15日金曜日の17日間で行いました。

その下、2、一般質問です。質問者22名、うち教育委員会関係は16名、質問件数は41件、うち教育委員会関係は19件で行いました。要旨等につきましては、9ページ以降の別表1のとおりでございます。

その下、3、議案でございます。市長提出議案32件、うち教育委員会に関するものは3件、また、議員提出議案は2件、うち教育委員会に関するものはありませんでした。

議案の内容についてそれぞれ御説明いたします。

(1) 日野市郷土資料館条例の一部を改正する条例の制定については、可決されております。

(2) 令和5年度日野市一般会計補正予算(第7号)でございます。可決されております。補正総額は、歳入歳出とも1,231万4,000円の増、うち教育費は、1,034万7,000円の減でございます。予算総額は、歳入歳出とも738億1,304万2,000円、うち教育費が81億8,632万7,000円でございます。内訳については、16ページの別表2、上段の表のとおりでございます。

続きまして、(3) 令和5年度日野市一般会計補正予算(第8号)でございます。可決されております。補正総額は、歳入歳出とも4億1,876万6,000円の増、うち教育費は、1,189万6,000円の増でございます。予算総額は、歳入歳出とも742億3,180万8,000円、うち教育費が81億9,822万3,000円でございます。内訳については、16ページの別表2、下段の表のとおりでございます。

その下、4、請願についてでございます。1件のうち教育委員会に関するものはありませんでした。

報告は以上でございます。

[堀川教育長]

事務局からの報告が終了しました。御質問、御意見がございましたらお願いいたします。よろしいでしょうか。

なければ、報告事項第25号を終了いたします。

報告事項第26号 要綱の制定及び改廃の報告(令和5年10月～令和5年12月)について、事務局より報告をお願いします。庶務課長。

○報告事項第26号 要綱の制定及び改廃の報告(令和5年10月～令和5年12月)

[釜堀庶務課長]

議案書17ページを御覧ください。報告事項第26号、要綱の制定及び改廃の報告(令和5年10月～令和5年12月)について、御報告いたします。

次ページを御覧ください。当該期間におきまして、2件の要綱改正がございました。要綱の名称、適用日、制定・改廃の内容につきましては、記載のとおりでございます。

報告は以上でございます。

[堀川教育長]

事務局からの報告が終了しました。御質問、御意見がございましたらお願いいたします。よろしいでしょうか。

なければ、報告事項第26号を終了いたします。

報告事項第27号 日野市幼児教育・保育の在り方検討委員会からの報告について、事務局より報告をお願いします。学務課長。

○報告事項第27号 日野市幼児教育・保育の在り方検討委員会からの報告

[成澤学務課長]

学務課長でございます。議案書19ページをお開きください。報告事項第27号、日野市幼児教育・保育の在り方検討委員会からの報告について御報告申し上げます。

議案書の24ページをお開きください。項番Ⅰ、はじめにでは、在り方検討委員会の設置の背景についてを、その下の項目Ⅱでは、25ページにかけて委員会の目的や委員構成、会議の開催状況について記載しております。

26ページでは、本委員会の検討事項の実動部隊でございます幼児教育・保育連携推進プロジェクトチームについて御紹介しております。

27ページの項番Ⅲの課題と対策の部分は、検討委員会にて検討委員会の所掌事項に沿って、これまで議論されてきました内容を関連項目ごとにまとめております。詳細はこちらにございます報告書のとおりでございます。

大まかな検討項目について御説明させていただきます。まず大きな1番になります。幼児教育・保育と小学校教育の円滑な接続に関すること。

(1) 幼児教育・保育連携推進プロジェクトチーム取組の充実。(2) 近隣に所在する園・学校の連携の充実。

大きな2番になります。特別な配慮を要する子ども、外国人などへの支援に関すること。

(1) 子どもや園に対する支援の充実。(2) 幼児教育・保育連携推進プロジェクトチームの取組の充実。(3) 特別支援に関する保護者等への相談機能の充実。

大きな3番になります。公立幼稚園の在り方など日野市らしい幼児教育・保育の実現に向けた方策に関すること。

(1) 公立幼稚園の今後の在り方。(2) 障害のある幼児も含め行き場のない子どもが生じないための方策。

それぞれの項目に対しましては、課題、既存の取組、既存の取組の改善策・新たな取り組みに分類しておりまして、今後取り組んでいくべき方向性については、各項目の最後にそれぞれ方策として記載しております。

説明は以上となります。よろしく願いいたします。

[堀川教育長]

事務局からの報告が終了しました。御質問、御意見がございましたらお願いいたします。高木委員。

[高木委員]

意見を述べさせてもらいたいと思います。全体として丁寧で分かりやすい報告書と感じております。報告書の内容に賛成の立場で、簡単に意見を述べさせていただければと思います。

報告書では、課題、既存の取組、それから既存の取組の改善策、新たな取り組みという視点で整理がされていて、多くの方策について提起がありますので、どのような順序や体制で行うのか整理をして進めていただくことが大切だというふうに感じます。よろしくお

願いたします。

[堀川教育長]

ほかにございせんか。真野委員。

[真野委員]

私もこの報告書を読ませていただきまして、日野市らしい幼児教育や公立幼稚園の在り方の検討の推進ということで、検討いただきました委員の皆様、それから事務局の皆様を含めて、丁寧にまとめてくださったと感じております。大変にありがとうございます。

私からは、いろいろな方策や検討課題が見えてきたわけですが、やはりお金と時間のかかるテーマもありますし、また、すぐに始められる内容もあるかなと感じております。そんな中で、保護者の皆様が少しでも不安を解消して、子供たちの行き場を、最適なところを見つけていくということが進むよという意味で、ここに書かれております公立幼稚園だけでなく、私立の幼稚園でも受入れ可能な、そういういろいろな情報を一元的に保護者の皆様に提供していくとか、また、保護者の皆様から、そういう個別の相談を受け、適切な入園先を紹介する取組については、すぐにでも着手していけるテーマではないかと思っておりますので、進められるところから順次進めていくということ、ぜひお願いしたいと思っております。

私からは以上です。

[堀川教育長]

ほかにございせんか。正留委員。

[正留委員]

意見です。この報告書は、分かりやすく課題、それから取組状況、方策など大変よくまとめられている報告書であると思えました。今後この方策を一層具現化していくことが大事になってくると思っております。

その中で、行き場のない子供たちが生じないための方策についてですが、ここに方策として、保育所型認定こども園の市内東側への設置など、公立幼稚園の機能を維持しながら課題に対応できるよう検討を行っていく。それから、行き場のない子供たちが生じないように、公立幼稚園児などへの移動支援の検討を行っていくというようにあります。ぜひこの方策を進めて、検討を進めていただいて、行き場のない子供たちが生じないような具体策につながっていくといいなと思っております。よろしく申し上げます。

以上です。

[堀川教育長]

ほかにございせんか。岩下委員。

[岩下委員]

日野市らしい幼児教育・保育の在り方の報告書、大変分かりやすく、課題について丁寧に改善策、方策を示し、既存の取組を掲げて再認識した上で今後のことを示している点が良いと思っております。ありがとうございます。長期的、継続的な取組等、喫緊の課題への対応、また即時着手可能な対応など、方策の優先度を整理し、具体的に進めていただきたいと思っております。

幼稚園、保育園で共通するテーマでの合同研修会の拡充等で、公立、私立、幼稚園、保育園、設置者を問わず、全ての子供が入園できる体制を作るべくよろしく願いいたします。

以上です。

[堀川教育長]

ほかにございませんか。

私からも一言、意見を申し上げたいと思います。

2月に第1回の会議が開催されて以降、全7回、10か月にわたり充実した議論をいただき、この報告書をまとめていただきました。齋藤政子明星大学教授をはじめとする委員の皆様にご心から感謝申し上げます。

この委員会のメンバーだけの議論だけではなくて、外部の有識者の基調講演も含めて、充実した議論をいただきました。この報告書を受け止めて、この内容を踏まえて、日野の幼児教育、保育を前に進めていくことが求められていると思います。教育委員会だけではなくて、保育をはじめとする市長部局も関わってくる話でございます。今年度から、事務局としての役割も果たしてきましたけれども、プロジェクトチームを発足しているところです。一層、この縦割りを越えて取組を前に進めていきたいと思っております。よろしく願いいたします。

以上です。

ほかにございませんか。

なければ、報告事項第27号を終了いたします。

報告事項第28号 日野宿本陣上段の間の日野市有形文化財および東京都史跡の指定について、事務局より報告をお願いします。ふるさと文化財課長。

○報告事項第28号 日野宿本陣上段の間の日野市有形文化財および東京都史跡の指定について

[金野ふるさと文化財課長]

ふるさと文化財課長でございます。日野宿本陣上段の間の日野市有形文化財および東京都史跡指定について御説明させていただきます。

では、お手元の資料、47ページになります。こちらを御覧ください。日野宿本陣「上段の間」の文化財指定ということでございます。

続きまして、48ページ、49ページですけれども、まず上段の間について御説明いたします。これにつきましては、図を御覧になりながらと思っておりますので、49ページを御覧ください。

まず上段の間ですけれども、現在、日野市日野本町の個人宅において保存をされております。

図のほうを御覧いただきたいんですけれども、この日野宿本陣にもともとあった施設ですが、日野宿本陣は元治元年1864年に竣工いたしました佐藤彦五郎の屋敷、名主屋敷

であり本陣であったというところがございます。

図面を御覧いただきますと、逆L字型に屋敷図間取りがございます。その中で、上の太い赤い点線で囲んだ部分が上段の間及び御前の間というところで二間ございます。こちらの部分が現在、日野市内の個人宅で保存されているところがございます。

明治26年、1893年、大火がございましたときに、日野宿本陣の当主であります佐藤彦五郎の子の養子先、こちらが全焼した関係で、この上段の間と御前の間を切り離し、曳家をした上で、現在の場所に移築したというものでございます。

したがいまして、日野宿本陣のいわゆる本陣機能、賓客をもてなすという機能の中での最上位といいますか中核をなす施設ということでございます。上段の間というところ、床面が少し高くなっていることでその格式を表しているところがございます。

現状といたしましては非公開、そして、全体に見栄えはいいんですが、ただ劣化がかなり進んでいる部分もございまして、雨漏りあるいは外壁が崩落した部分もあるということでございます。

関連文化財ということですが、本体の日野宿本陣に関しましては、日野市指定の有形文化財、建造物ということでございます。それから、日野市の名主屋敷ということで日野市の史跡に指定されている。それからもう一つ、東京都指定史跡ということで日野宿脇本陣跡ということで、現在その本体と申しますか、日野宿本陣はこのような形で文化財に指定されているというものでございます。

その本陣の一部であります上段の間につきまして、ふるさと文化財課では、保存するための指定等の方策、調整をしましてまいりました。それに伴いまして、今回、この上段の間につきまして、東京都と日野市の文化財に指定するというところで、その点につきまして御報告をさせていただくというものでございます。

48ページにお戻りいただきまして、2番を御覧ください。まず東京都の指定でございます。

東京都のほうからは、こちらの上段の間を、東京都指定史跡日野宿本陣跡の附として指定するというものでございます。附とは、本体の文化財を補足、説明するための貴重な文化財ということでございまして、そちらの日野宿本陣の附という形で指定をするということでございます。

上段の間は、現地の保存を前提としたものではなく、仮に上段の間を本陣に移設するという際にもその妨げにはなるものではないということでございます。

また、修復や維持管理に関しましては、東京都の補助金を交付されることができるということでございます。

なお東京都の史跡指定までの日程でございますけれども、昨年12月の間に東京都の文化財保護審議委員の皆様のご視察をいただいております。その後、東京都文化財保護審議会が開かれまして、指定の是非について検討がなされると。その後、令和6年2月ですけれども、東京都文化財保護審議会の答申を受けて、令和6年3月、東京都教育委員会の議案決定、そして3月の下旬には公募に登録され、指定書が交付されるといった日程になってございます。

また、これと並行いたしましたして、日野市におきましても、日野宿本陣上段の間を日野市指定有形文化財建造物に指定して、名称といたしましては、日野市指定有形文化財、日野宿本陣上段の間とすることによりまして、上段の間の保存、活用を図っていくものでございます。

日程といたしましては、この後、日野市の文化財保護審議会を開催し、指定の内容について決定する。そして、令和6年2月、教育委員会で諮問を行いまして、令和6年3月の教育委員会におきまして答申を行うという日程で文化財指定をしてまいるということでございます。

東京都と日野市の文化財に指定することによりまして、日野宿本陣の中核であった建物、上段の間の保存を図ろうとするものでございます。

報告は以上でございます。

[堀川教育長]

事務局からの報告が終了しました。御質問、御意見がございましたらお願いいたします。なければ、報告事項第28号を終了いたします。

請願第5-10号 「違法な天下り斡旋で停職処分歴ある藤原章夫氏・藤江陽子氏を政府が文部科学事務次官等に出世させた事案」と「"君が代"不起立等教職員への都教委の不当処分&雇い止め」との不平等につき、意見書を出して頂きたい等の請願について、事務局より説明をお願いします。庶務課長。

○請願第5-10号

「違法な天下り斡旋で停職処分歴ある藤原章夫氏・藤江陽子氏を政府が文部科学事務次官等に出世させた事案」と「"君が代"不起立等教職員への都教委の不当処分&雇い止め」との不平等につき、意見書を出して頂きたい等の請願

[釜堀庶務課長]

庶務課長でございます。

議案書3ページを御覧ください。請願番号請願第5-10号、受付年月日、令和5年12月14日、件名、違法な天下り斡旋で停職処分歴ある藤原章夫氏・藤江陽子氏を政府が文部科学事務次官等に出世させた事案」と「"君が代"不起立等教職員への都教委の不当処分&雇い止め」との不平等につき、意見書を出して頂きたい等の請願でございます。

請願者の住所、氏名は記載のとおりでございます。

次ページ、4ページから5ページまでが請願の要旨でございます。

説明は以上でございます。

[堀川教育長]

請願者より申出がありましたので、請願の事情を述べていただきますが、よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

[堀川教育長]

事務局は請願者を席に案内してください。

それでは、請願者は5分程度で請願の事情を述べてください。

[請願者]

表題の件について、まず憲法の14条は、「法の下での平等」を定めていると。道徳の学習指導要領も「公平、公正、正義」ということで、憲法14条に基づいた、「不平等は駄目よ」ということを規定しているわけです。

まず、文部科学省の2-3のほうからいきますが、どういう事案があったか。改正国家公務員法で天下り斡旋はやっちゃいけないというふうに決まったわけですね。ところが文部科学省の大臣官房人事課は、天下り斡旋を、違法行為を組織的に犯していたと、こういうことでございます。そこに書いてあるように、吉田大輔さんという方を早稲田大学の教授に天下りさせるとか、こういうような違反したことをやったので調査報告書が出まして、内閣府のほうからですね。処分が大量に出たと。その中には、藤原章夫さん59歳、それと、藤江陽子さん59歳も入っているけれども、この2人、事務次官と文部科学審議官に出世してしまったという、この停職処分者が事務次官になるってやっぱりおかしいって普通の市民は思いますよね、ということでございます。道徳の学習指導要領に違反しているから、そこら辺をしっかりと、長崎さん、学校現場に下ろしていただきたい。こういうことを授業でやってもらっていいと思うんです。こういう矛盾があるということですね。

2-4に書いた事務次官の推定年収、すごい高いんですよ。国会議員の報酬が高いとかって言う人いるけど事務次官だって高いですよ、これ。2,317万円、年収ね。それから、藤江陽子さんの年収推定は2,183万円。庶民とかけ離れている、こういうところに停職処分者をやっているのかということでございます。

2-5についてはですね、ここから都立高校や都立特別支援学校、もちろん日野市の学校の人も処分されている人、2人いますけど、かつて、都教委に。そのことを2-1のほうから簡単に振り返っていきますと、まず東京都教育委員会が「君が代」という天皇の歌のときに、当然天皇を敬えない、子供のほうが大事だということで不起立する先生、不伴奏の先生を不当処分したと。ただ、「減給以上については都教委の処分は違法だ」という判決出ておりますけれども、「戒告はいいよということになっちゃっていたということ」について「おかしい」という人が、朝日新聞のそこに書いてある2021年5月3日の世論調査で65%と、3分の2に達していると。つまり都教委の君が代の処分はおかしいと。

一方、都教委のわいせつ処分は甘いんですよ。藤原和博さんという方が校長をやっていたときに、和田中学校、杉並区に連れてきた主幹教諭の50代の男性が、生徒を放送室に連れ込んで太ももを触ったということについて、停職6か月しか出ていなくて免職になってないんですね。これについて私ども、夜スペ裁判という人からいろいろ見せていただいたら、「日本中の学校の教壇に立ってほしくない」「復職してほしくない」という保護者の声、圧倒的なんですね。

一方、君が代については「不当処分している」と、こういう実態があると。

2-2については、横山洋吉氏が出した通達が元だということを書いてあります。ただ、ただというか、中村正彦氏が2006年3月13日に出した「生徒にも君が代を強制する3.1

3 通達」については、長崎さん、54校もの都立高校の保護者、卒業生有志が都教委に「おかしい」という申入れをしているということです。

それから、2-3以降はやっていますので、2-6に行きましょうかね。

ここで、さっきちょっと言い忘れましたが、藤原章夫さんについては、文部科学省の入省パンフを私ども入手しましたけども、ここで処分歴を隠しています。これよくないですね、大学生にうそを教えているわけ、うそを言っているわけ。藤江陽子さんも隠しています。ということでやっぱり道德教育の「正直」に違反するということですね。

そういうようなことで、都立高校の、藤原誠さんのこと書いてないですけど、今、言いましたけど、誠さんのほうは、やっぱり処分されているのに再就職をきちっとできていると。君が代不起立の先生は再任用が途中で打切りになるとか、あるいは主任教諭の選考で不合格になるとか、非常に「アンバランス」を、ぜひ「おかしい点」に意見書を出す、そして、校長たちにも言う、お願いします。

2-7のところ。盛山正仁大臣ですね、69歳にして初めて大臣になったと。この方がですね、教科書問題で、学び舎の教科書に介入した事案、書いてありますので、ぜひこの辺り、文部科学省の不適切な非常に問題のある事案と、真面目な子供のことを考えて不起立して下さる「君が代」被処分の先生との対比を、やっぱり私、本当に不平等だと思います。そういう保護者も多いのです。

最後に、月曜日、堀川さんも出席なさった市民会館の成人式……。

[堀川教育長]

請願者に申し上げます。5分が経過しましたので、説明をまとめてください。

[請願者]

端的に。やはり「君が代」を流したこと。ただ、「よろしければご起立下さい」といったといううわさが、それは多少の評価はできるけど、やっぱり「君が代」はやるべきじゃないし、最後にですね、やっぱり堀川さん、大坪氏たちが日の丸旗に敬礼したのはおかしいということですね、登壇、降壇時も含めてですね。無人のところにやるのはロシアの偶像崇拜と一緒にだということをお願いして、ぜひ来年はそういうことないように、強く申し上げて終わりたいと思います。

ぜひ皆さん、質問してくださいね。いつもより理由を明らかにしていますから。

以上でございます。

[堀川教育長]

この件につきまして、御質問がございましたら、お願いいたします。よろしいでしょうか。

なければ、御意見を伺います。高木委員。

[高木委員]

本請願は私自身、不採択と考えます。

その理由についてですが、本請願は請願事項として、2-1項から2-7項にわたり、請願者グループで共有する考え方が述べられています。請願事項をよく読ませてもらいました。また、ただいまありました請願者自身による説明を伺っても、請願事項に関する

具体的な背景や理由が理解できないこと、以上の観点で本請願は不採択と考えます。

以上です。

[堀川教育長]

ほかにございませんか。真野委員。

[真野委員]

私も今回の請願、しっかり読ませていただきました。その上でありますが、今回の請願、請願者の考えに基づく一方的な主義、主張であって、この請願を採択するに当たる正当な理由が私は読み取れませんでした。

したがって、私はこの請願、不採択と判断をいたしました。

以上です。

[堀川教育長]

ほかにございませんか。正留委員。

[正留委員]

説明ありがとうございます。本請願を読ませていただきました。資料も読みました。今回の請願の背景と、請願内容を伝えていただきたい相手など及び請願事項の2-1から2-7について読みましたが、請願者の考え方に基づく一方的な主張と論の展開であり、請願を採択すべき理由となるものを捉えることはできませんでした。

したがって、不採択と考えます。

以上です。

[堀川教育長]

ほかにございませんか。岩下委員。

[岩下委員]

請願の背景及び請願事項2-1から2-7までを読ませていただき、ただいま請願者自身による説明もしていただきました。ありがとうございます。

その上で、述べられている背景と請願の内容が請願者の一方的な考えにより結びつけられていることは理解できましたが、日野市教育委員会において採択すべき理由を見いだすことはできませんでした。

よって、不採択と考えます。

[堀川教育長]

ほかにございませんか。

なければ、御質問、御意見はこれにて終結いたします。

委員の皆様の御意見としては、不採択という御意見が多いようですので、「違法な天下り斡旋で停職処分歴ある藤原章夫氏・藤江陽子氏を政府が文部科学事務次官等に出世させた事案」と「君が代」不起立等教職員への都教委の不当処分&雇い止め」との不平等につき、意見書を出して頂きたい等の請願、これを不採択とすることにしたいと思いますが、御異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

[堀川教育長]

異議なしとのことですので、請願第5-10号については不採択とすることに決しました。

これより議案第25号の審議に入りますが、本件につきましては、公開しない会議といたしますので、関係職員以外の事務局説明員は退席しても差し支えないと思います。御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

[堀川教育長]

異議なしと認めます。

関係職員以外の事務局説明員と傍聴者の方は退席してください。

なお、本件の終了をもって、令和5年度第10回教育委員会定例会を閉会といたします。

閉会 14時32分